

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

## 1 用語の定義

- (1) 取付部とは、避難器具を取り付ける部分をいう。
- (2) 取付部の開口部の大きさとは、避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。  
ただし、救助袋にあっては、取付部の開口部の有効寸法をいう。
- (3) 操作面積とは、避難器具を使用できる状態にするための操作に必要な当該避難器具の取付部付近の床等の面積をいう。
- (4) 降下空間とは、避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面その他の降着面（以下「降着面等」という。）までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいう。
- (5) 避難空地とは、避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地をいう。避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあつては、1mとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。
- (6) 避難通路とは、避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路をいう。
- (7) 取付け具とは、避難器具を固定部に取り付けるための器具をいう。
- (8) 避難器具用ハッチとは、金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。
- (9) 避難器具専用室とは、避難はしご又は避難用タラップを地階に設置する場合の専用の室をいう。
- (10) 固定部とは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分をいう。
- (11) 固定ベースとは、取付け具に作用する外力に対抗させる目的で取付け具に取り付けられたコンクリート等のおもりをいう。

## 2 設置位置等

各避難器具の設置位置、構造、取付部、操作面積、降下空間及び避難空地等は第15-1表によるほか、次によること。

### (1) 避難はしご（避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごを除く。）

ア 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。

イ つり下げ式のもの、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することのできる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあつては、この限りでない。

※ 揺れ止め措置が講じられているものは、ただし書きの降下に支障を生じないものとして取り扱って支障ない。

ウ 避難はしごを使用状態にした場合における最下部横棧（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは0.5m以下であること。

エ 降下空間と架空電線との間隔は1.2m以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は2m以上とすること。

オ 避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿ったからばりをいう。）の部分に設けること。ただし、4に定める避難器具専用室内に設置する場合にあつては、この限りでない。

### (2) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご

前(1)、イ及びウを準用するほか、次によること。

ア 避難はしごは、つり下げはしごであること。

イ 避難はしごは、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。

ウ 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。ただし、3に定める避難器具専用室内に設置する場合にあつては、この限りでない。

エ 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。

オ 避難器具用ハッチの下ぶたの下端は、当該下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上1.8m以上の位置であること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



**(3) 緩降器**

(1), ア及びエを準用するほか、次によること。

ア 床から取付部の開口部下端までの高さが、0.5m以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。

イ 緩降機のロープの長さは、取付け位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等からプラスマイナス0.5mの範囲となるように設定すること。

**(4) 救助袋(避難器具用ハッチに格納した救助袋を除く)****ア 斜降式救助袋**

(1), ア及びエを準用するほか、次によること。

(ア) 下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること。

(イ) 袋本体の下部出口部の降着面等からの高さは、無荷重の状態において0.5m以下であること。

**イ 垂直式救助袋**

袋本体の下部出口部と降着面等との間隔は、無荷重の状態において0.5m以下であること。

**ウ 避難器具用ハッチに収納した救助袋**

(1), ウ及び(2), イからオを準用すること。

(5) 滑り台

**(5) すべり台**

(1), ア及びエを準用するほか、次によること。

滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

**(6) すべり棒**

(1), ア及びエを準用するほか、次によること。

すべり棒は、取付部の開口部の下端から1.5m以上の高さから降着面等まで設置すること。

**(7) 避難ロープ**

(1), ア, ウ及びエを準用すること。

**(8) 避難橋**

(1), エを準用するほか、次によること。

ア 避難橋の設置されている階の部分から当該避難橋に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

イ 避難空地に設ける避難通路は、有効な経路で広場、道路等に通じること。

ウ 公共用道路上空以外に設置する場合は、次によること。◆

(ア) 避難橋の幅は、60cm以上とすること。

(イ) アルミニウム等高温により溶融しやすいもの又は熱により耐力を著しく減少する材料を用いる場合は、断熱性のある不燃材料で被覆すること。ただし、避難橋の下方に開口部のない耐火構造の壁がある場合は、この限りでないこと。

(ウ) 避難橋は、避難上有効な場所に取り付けるとともに、出入口以外の開口部から2m以上離れた位置に設けること。

(エ) 避難橋を設置する建築物の部分については、構造体力上安全を確認すること。

(オ) 避難橋の付近の適宜の場所(橋の両端について)には、懐中電灯、ロープ等を収容した箱等を設けておくこと。

エ 公共用道路上空に設置する場合は、前ウを準用するほか次によること。◆

(ア) 転倒式、伸長式、回転式等の移動式とすること。ただし、関係法令等による許可を得たものにあつては、この限りでない。

(イ) 移動式の避難橋は、その一端を、ブラケット、ヒンジ等で常時一方の建築物に緊結しておき、避難時容易に架設操作ができるようにしておくこと。

(ウ) 前(イ)の避難橋を架設する道路の幅員は、おおむね5m未満の道路とすること。

**(9) 避難用タラップ**

(1), エ, オ及び(2), オを準用するほか、次によること。

避難用タラップの設置されている階の部分から当該避難用タラップに至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

(10) 避難器具の設置にあつては、取付部、避難空地相互の位置において、降下中の安全が確認できる配慮がされていること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ





## 3 固定部・取付具の構造・強度等

平成8年消防庁告示第2号による。

## 4 避難器具専用室

避難器具専用室を設ける場合は次によること。

- (1) 不燃材料（建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいい、ガラスを用いる場合は、網入板ガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものに限る。）で区画されていること。  
ただし、建基政令第112条の規定による場合にあっては、当該規定によること。
- (2) 避難器具専用室は、避難に際し支障ない広さであること。
- (3) 避難器具専用室は、避難器具の使用の確認及び操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさを確保するよう非常照明を設置すること。
- (4) 避難器具専用室の入口には、随時開けることができ、かつ、自動的に閉鎖することのできる高さ1.8m以上、幅0.75m以上の防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る）を設けること。
- (5) 避難階に設ける上昇口は、直接建築物の外部に出られる部分に設けること。  
ただし、建築物内部に設ける場合にあっては、避難器具専用室を設け、避難上安全な避難通路を外部に避難できる位置に設けること。
- (6) 上昇口の大きさ（器具を取り付けた状態での有効寸法をいう。）は、直径0.5m以上の円が内接することができる大きさ以上であること。
- (7) 上昇口には、金属製のふたを設けること。ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。
- (8) 上昇口の上部に避難を容易にするための手がかり等を床面から距離が1.2m以上になるように設けること。ただし、直接建築物の外部に出られる場合はこの限りでない。
- (9) 上昇口のふたは、容易に開けることができるものとし、蝶番等を用いた片開き式のふたにあっては、おおむね180度開くものを除き、取付面と90度以上の角度でふたを固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。
- (10) 上昇口のふたの上部には、ふたの開放に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講ずること。

## 5 標識

- (1) 避難器具を設置している場所及び使用方法を表示する標識は、第15-2表によること。

種別	設置場所	大きさ	色	表示方法
設置位置を表示する標識	避難器具又は避難器具直近の見易い箇所	縦 12cm以上 横 36cm以上	地色と文字の色は、相互に対比色となる配色とし、文字が明確に読み取れるものであること。 (例) 白地に黒文字	・「避難器具」又は「避難」若しくは、「救助」の文字を有する器具名を記載。 ・文字の大きさは5cm以上
設置位置まで誘導する標識	避難器具の設置箇所に至る廊下、通路等			
使用方法を表示する標識	避難器具又は避難器具直近の見易い箇所	縦 30cm以上 横 60cm以上 ただし、明確に読み取れる場合は、この大きさによらないことができる。	同上	・図及び文字等を用いてわかり易く表示すること。 ・文字の大きさは1cm以上
備考				
1 設置位置を表示する標識及び設置位置まで誘導する標識については、避難器具の設置場所が容易にわかる場合にあっては、設置しないことができる。				
2 設置位置を表示する標識と使用方法を表示する標識は、兼用することができる。				
3 前2の兼用する場合の標識の大きさは、縦及び横の長さがそれぞれ30cm以上及び60cm以上とすること。				
4 使用方法を表示する標識は、使用方法が簡便な器具に限って、設置しないことができる。				

第15-2表

- (2) 特定一階段等防火対象物に係る避難器具の設置等場所の表示に関する取扱い  
避難器具を設置し、又は格納する場所（以下「避難器具設置等場所」という。）のある階における表示の取扱いについては、次によること。

## ア 避難器具設置等場所の出入口における識別措置

避難器具等場所の出入口には、当該出入口の上部又はその直近に、避難器具設置等場所である旨が容易に識別できるような措置（以下「設置等場所出入口の識別措置」という。）を講ずること。

容易に認識できる大きさとし、破損や汚損がないような方法で「○○○設置場所」（○○○は避難器具名）等と表示すること。



## 7 避難器具の格納

イ 避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室の出入口付近の標識

避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室（付室が設けられている場合にあつては、当該付室をいう。以下同じ。）の出入口付近の見やすい箇所に設置する避難器具設置等場所を明示した標識（以下「避難器具設置等場所配置図」という。）は、次によること。

- (ア) 避難器具設置等場所配置図には、平面図に避難器具設置等場所の他、避難施設（階段等）、避難器具設置等場所への出入口を明示すること。
- (イ) 避難器具設置等場所配置図は、エレベーターホール又は階段室の出入口付近のいずれかのうち、日常よく使用される箇所に設けること。ただし、両方の箇所に設置することを妨げるものではないこと。
- (ウ) 避難器具設置等場所配置図は、避難器具設置等場所及び避難施設が容易に認識できる大きさとし、破損や汚損がないような方法で表示すること。

ウ 設置等場所出入口の識別措置と避難器具設置等場所配置図が近接する場合等にあつては、避難器具設置等場所配置図を設置することで足りるものであること。

- (3) 降下地点には、必要に応じて降下地点の表示を行うものとする。

## 6 設置場所の明るさの確保

避難器具は、使用方法の確認、避難器具の操作等が安全、かつ、円滑に行うことができる明るさが確保される場所に設置するものとする。

- (1) 避難器具（常時使用状態に取り付けてあるものを除く。）の種類、設備場所等に応じて、保護するために格納箱等に収納すること。
- (2) 格納箱は、避難器具の操作に支障をきたさないものであること。
- (3) 避難器具の格納箱等は、避難器具（常時使用状態に取り付けてあるものを除く。）の種類、設置場所等に応じて、耐候性、耐食性及び耐久性を有する材料を用いることとし、耐食性を有しない材料にあつては、耐食措置を施したものであること。
- (4) 屋外に設けるものにあつては、有効に雨水等を排水するための措置を講ずること。

## 8 その他

避難器具の設置に関して、予想しない特殊な器具又は工法を用いることにより、この技術基準による場所と同等以上の効力があると認められるときにおいては、本基準は適用しない。





第15-1表

避難 は し ご	設 置 位 置		
	取 付 部		降 下 空 間
	開口部の大きさ	操作面積	
<p>高さ 0.8m以上 1.0m以上</p> <p>幅 0.5m以上 0.45m以上</p> <p>h:壁面に設ける開口部の下端は床面から1.2m以下とすること ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない 床面に開口部を設ける場合は、直径0.5m以上の円が内接することができること</p>	<p>0.5㎡以上かつ 一辺が0.6m以上</p> <p>0.5㎡以上</p> <p>・器具の水平投影面積は操作面積から除く ・避難はしごの操作に支障ないこと</p>	<p>0.2m以上 0.2m以上</p> <p>0.1m以上 0.65m以上 0.2m以上 0.2m以上</p> <p>0.5m以下 0.1m以上 0.65m以上</p> <p>・縦棒の中心からそれぞれ外方向に0.2m以上及び横棧の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲 ・縦棒の本数が1本の場合は、横棧の端からそれぞれ横方向に0.2m以上とする</p> <p>降下空間の水平投影面積以上の面積とする</p>	
<p>直径0.5m以上の円が内接する大きさ又はこれと同等の大きさとする</p> <p>・0.5㎡以上かつ一辺が0.6m以上 ・器具の水平投影面積は操作面積から除く ・操作に支障ないこと</p>	<p>一辺が0.6m以上</p>	<p>避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p>	<p>降下空間の水平投影面積以上で、避難上の安全性が確保されたもの</p>

第15-1表

緩降機 (同時に複数人が降下する構造のものを除く)	設 置 位 置		
	取 付 部		降 下 空 間
	開口部の大きさ	操作面積	
<p>高さ 0.8m以上 1.0m以上</p> <p>幅 0.5m以上 0.45m以上</p> <p>h:壁面に設ける開口部の下端は床から1.2m以下とすること 床面に開口部を設ける場合は、直径0.5m以上の円が内接することができること</p>	<p>0.5㎡以上かつ 一辺が0.6m以上</p> <p>0.5㎡以上</p> <p>・器具の水平投影面積は操作面積から除く ・緩降機の操作に支障ないこと</p>	<p>0.5m以上</p> <p>0.15m以上 0.3m以下</p> <p>0.15m以上 0.3m以下</p> <p>・壁面からロープの中心までの距離が0.15m以上0.3m以下となるように設けること ・緩降機を中心とした半径0.5mの内柱形の範囲以上を確保すること</p>	
<p>備 考</p> <p>1 0.1m以内で避難上支障のない場合若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合は、突起物を降下空間内に設けることができる 2 降下空間及び避難空地を共用して他の緩降機を設ける場合は器具相互の中心を50cmまで接近させることができる 3 緩降機を吊り下げるフックの取付け位置は、床面から1.5m以上1.8m以下の高さとする</p>			


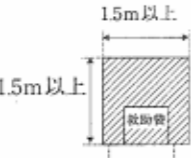
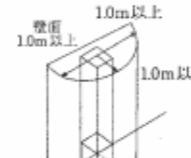
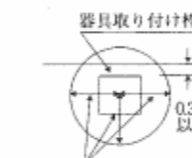
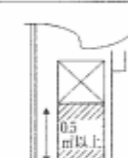
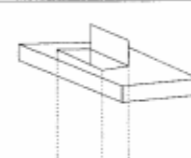
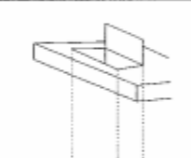
救 助 袋 (斜 降 式)	設 置 位 置		
	取 付 部		降 下 空 間
	開口部の大きさ	操作面積	
<p>高さ 0.6m以上</p> <p>幅 0.6m以上</p> <p>開口部の下端は床から1.2m以下とすること ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない</p>	<p>1.5m以上</p> <p>1.5m以上</p> <p>開口部</p> <p>救助袋の設置部分を含み、幅1.5m奥行1.5m以上とすること なお、特に操作に支障のない範囲で、2.25㎡以上の面積で形状を変えることができる</p>	<p>25°</p> <p>1.0m 1.0m</p> <p>袋の中心</p> <p>35°</p> <p>1.0m 1.0m</p> <p>降下空間</p> <p>25°</p> <p>35°</p> <p>H(m)</p> <p>L = H × 0.2</p>	
<p>備 考</p> <p>1 開口部は、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展開状態を設置位置近くの開口部等(設置開口部も含む)から確認できること 2 防火対象物の側面に沿って降下する場合の降下空間は、救助袋と壁面との間隔(最上部を除く)は、0.3m(ひさし等の突起物のある場合は突起物の先端から0.5m(突起物が入口金具から下方3m以内の場合は、0.3m))以上とすることができる</p>			<p>2.5m</p> <p>1.0m 1.0m以上</p>



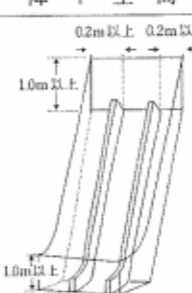
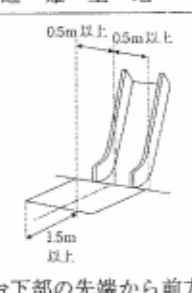
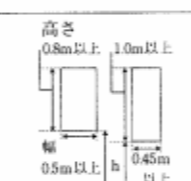
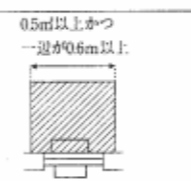
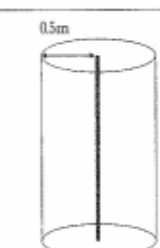


避難器具 技術基準 西日本防災システム

避難器具

	設置位置			
	開口部の大きさ	操作面積	降下空間	避難空地
救助袋 (避難器具用ハッチに収納したものを除く) (垂直式)	<p>高さ 0.6m以上</p> <p>幅 0.6m以上</p>  <p>開口部の下端は床から1.2m以下とすること ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない</p>	<p>1.5m以上</p> <p>1.5m以上</p>  <p>開口部</p> <p>救助袋の設置部分を含み、幅1.5m奥行き1.5m以上とすること なお、特に操作に支障のない範囲で、2.25㎡以上の面積で形状を変えることができる</p>	<p>1.0m以上</p> <p>1.0m以上</p>  <p>救助袋と外壁の間隔は0.3m以上 (外壁にひさし等の突起物がある場合は、当該突起物の先端との間隔は0.5m以上 ただし、突起物が入口金具から下方3m以内の場合は0.3m以上)</p>	<p>器具取り付け枠</p>  <p>1.0m以上</p> <p>降下空間の水平投影面積以上とする</p>
備考	<p>1 降下空間、避難空地を共用して器具を設ける場合は、器具相互の外側を1mまで接近させることができる</p> <p>2 下部出入口部と降着面等との間隔(H)は、0.5m以下であること</p>			
救助袋(避難器具用ハッチに収納したもの)	<p>直径0.5m以上の円が内接する大きさ又はこれと同等の大きさとする</p>  <p>直径が0.6m以上</p>	 <p>避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p>	 <p>降下空間の水平投影面積以上で避難上の安全性が確保されたもの</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>0.5㎡以上かつ一辺が0.6m以上</li> <li>器具の水平投影面積は操作面積から除く</li> <li>操作に支障ないこと</li> </ul>			

第15-1表

	設置位置			
	開口部の大きさ	操作面積	降下空間	避難空地
滑り台	<p>高さ0.8m以上かつ幅は滑り台の滑り面の最大幅以上とする</p> <p>開口部の下端床から1.2m以下とすること ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない</p>	<p>滑り台の大きさ、形状に応じた操作に必要な面積</p>	<p>0.2m以上 0.2m以上</p> <p>1.0m以上</p>  <p>滑り面から上方1m以上、両端から外方向に0.2m以上</p>	<p>0.5m以上 0.5m以上</p>  <p>1.5m以上</p> <p>滑り台下部の先端から前方1.5m、滑り台の中心線から左右に0.5m以上</p>
備考	<p>避難空地は、滑り台の手すり部分の外側にそれぞれ0.2m以上確保することが望ましい ◆</p>			
滑り棒・避難用ロープ	<p>高さ0.8m以上、幅0.5m以上</p> <p>1.0m以上</p>  <p>h:壁面に設ける開口部の下端は床面から1.2m以下とすること ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない</p> <p>床面に開口部を設ける場合は、直径0.5m以上の円が内接することができること</p>	<p>0.5㎡以上かつ一辺が0.6m以上</p>  <p>器具の水平投影面積は操作面積から除く 避難器具の操作に支障ないこと</p>	<p>0.5m</p>  <p>避難ロープを中心とした半径0.5m円柱形の範囲とする ただし、避難ロープで壁面に沿って降下する場合の壁面に対しては、この限りでない</p>	<p>避難上支障のない広さとする</p>
避難用タラップ	<p>高さ1.8m以上、幅は当該器具の最大幅以上</p>	<p>当該器具を使用するのに必要な広さ</p>	<p>当該器具の踏面から高さ2m以上及び当該器具の最大幅以上</p>	<p>避難上支障のない広さとする</p>

第15-1表

